

○亀山市狭あい道路後退用地整備要綱

平成21年9月1日

告示第101号

改正 平成28年3月28日告示第80号

平成31年3月29日告示第47号

令和元年11月19日告示第85号

(目的)

第1条 この告示は、生活道路の整備のため、狭あい道路に係る後退用地の確保及び整備に関し必要な事項を定め、市民の理解と協力の下に、良好な住環境の形成の促進を図り、また、中心市街地の土地利用の活性化を促進し、コンパクトシティの形成を図ることによる支援を行うことにより、安全で安心な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(平28告示80・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により三重県知事が指定した道及び市長がこの告示の規定を適用する必要があると認めた幅員4メートル未満の道という。
- (2) 建築物等 法第6条第1項又は第18条第2項（法第88条において準用する場合を含む。）の規定によりその建築等に関し建築主事の確認又は建築主事に対する通知を要する建築物及び敷地を造成するための擁壁という。
- (3) 門、塀等 建築物に附属する門、塀、敷地を造成するための擁壁（前号に規定するものを除く。）その他これらに類するものをいう。
- (4) 建築行為等 建築物等又は門、塀等を建築し、又は築造する行為をいう。

- (5) 建築主 狭あい道路に接する土地において建築行為等を行う者をいう。
- (6) 土地所有者 狭あい道路に接する建築行為等に係る土地について所有権を有する者をいう。
- (7) 後退線 法第42条第2項の規定又は市長が別に定めるところにより道路の境界線とみなされる線をいう。
- (8) 後退用地 狭あい道路と、これに接する土地との境界線と後退線の間にある土地をいう。
- (9) すみ切り用地 道路が平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)に設ける角地の隅角をはさむ三角形の部分をいう。ただし、前面道路が幅員4メートル以上の道路である場合にあってはその道路境界線により、狭あい道路の場合にあってはその後退線により、それぞれ構成される部分をいう。
- (10) 支障物件 後退用地及びすみ切り用地(以下「後退用地等」という。)に存する門、塀等、生け垣、樹木、地下埋設物その他市長が必要と認める物件で、狭あい道路の拡幅整備の支障となるものをいう。

(令元告示85・一部改正)

(協議)

第3条 建築主又は土地所有者(以下「建築主等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する行為をするときは、あらかじめ、後退用地等の拡幅整備について、狭あい道路後退用地等(変更)協議書(様式第1号)により、市長と協議するものとする。

- (1) 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請
- (2) 法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けるための書類の提出
- (3) 法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知

- (4) 狭あい道路の後退線に係る門、塀等の設置
 - (5) その他市長が必要と認める行為
- 2 市長は、前項に規定する協議が調った場合は、狭あい道路後退用地等（変更）協議済書（様式第2号）を作成するものとする。
 - 3 前項の建築主等のうち土地所有者は、同項の協議結果に基づき支障物件の除去及び後退用地等に係る整地を行った場合は、後退用地等寄附申出書（様式第3号）に、印鑑登録証明書、資格証明書（法人の場合に限る。）、登記原因証明情報、登記承諾書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。この場合において、市長は、速やかに当該後退用地等の所有権移転登記を行うものとする。
 - 4 建築主等は、第1項第4号に該当する行為について同項に規定する協議が調った場合は、当該門、塀等を設置する工事が完了した後に、門、塀等設置完了届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
 - 5 建築主等は、第1項の規定により協議した内容を変更しようとする場合は、狭あい道路後退用地等（変更）協議書により、市長と再協議をするものとする。

（平28告示80・令元告示85・一部改正）

（整備）

第4条 前条第3項の規定により後退用地等（狭あい道路（道路法（昭和27年法律第180号）第39条の規定に基づき市の管理に属する道路に限る。）と、これに接する土地との境界線と後退線の間にある土地の場合であって、当該道路の路面と同じ高さに整地したときに限る。）の土地所有権移転登記が完了したときは、当該後退用地等を市に提供した者は、狭あい道路後退用地等舗装依頼書（様式第5号）により、当該後退用地等について舗装の整備を依頼することができる。

（令元告示85・一部改正）

（後退用地等に係る助成金の交付）

第5条 市長は、次に掲げる行為（以下「助成対象行為」という。）に要する

費用の一部に対して後退用地等に係る助成金（以下「助成金」という。）を交付することができる。

（１）後退用地等に係る測量、分筆登記及び所有権以外の権利の抹消登記

（２）亀山市立地適正化計画で指定した居住誘導区域内における支障物件の除却及び後退用地等に係る整地

（平２８告示８０・令元告示８５・一部改正）

（助成金の交付対象者）

第６条 助成金の交付対象者は、第３条第３項後段の規定による所有権移転登記が完了した建築主等とする。

（平２８告示８０・令元告示８５・一部改正）

（助成金の額）

第７条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（１）第５条第１号に掲げる行為 当該行為に係る費用に相当する額（１５万円を超える場合は、１５万円）

（２）第５条第２号に掲げる行為 当該行為に係る費用の２分の１に相当する額（３０万円を超える場合は、３０万円）

（平２８告示８０・令元告示８５・一部改正）

（助成金の交付申請）

第８条 助成金の交付を受けようとする者は、後退用地等に係る助成金交付申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（令元告示８５・一部改正）

（助成金の交付決定等）

第９条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、後退用地等に係る助成金交付決定通知書（様式第７号）により当該申請者に通知するものとする。

２ 前項に規定する通知を受けた者は、後退用地等に係る助成金請求書（様式

第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求書の提出があった場合は、速やかに当該請求者に助成金の交付を行うものとする。

(令元告示85・一部改正)

(後退用地等に係る報償金の交付)

第10条 市長は、第3条第3項に規定する所有権移転登記が完了した場合は、当該所有権移転登記に係る土地所有者に対し、後退用地等に係る報償金(以下「報償金」という。)を交付することができる。

(平28告示80・一部改正)

(報償金の額)

第11条 報償金の額は、次の各号に掲げる後退用地等の地目の区分に応じ、当該各号に定める額(15万円を超える場合は、15万円)を限度とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 宅地 後退用地等に接する道路における一般財団法人資産評価システム研究センターが提供する「全国地価マップ」に掲載されている直近年度の固定資産税路線価(対象外の箇所については市が定める標準宅地単価等)額に当該後退用地等の面積を乗じて得た額

(2) 田 前号に定める額に100分の75を乗じて得た額

(3) 前2号に掲げる地目以外の地目 第1号に定める額に100分の80を乗じて得た額

(平28告示80・令元告示85・一部改正)

(報償金の交付申請)

第12条 報償金の交付を受けようとする者は、後退用地等に係る報償金交付申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(令元告示85・一部改正)

(報償金の交付決定等)

第13条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当

と認めたときは、後退用地等に係る報償金交付決定通知書（様式第10号）により申請者に対し通知し、報償金を交付するものとする。

（平28告示80・令元告示85・一部改正）

（建築行為等を伴わない後退用地に係る協議等）

第14条 建築行為等を伴わない後退用地に係る土地所有者が、当該後退用地の整備について市長と協議しようとする場合の手続は、第3条第2項、第3項及び第5項並びに第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、第3条第5項及び第6条中「建築主等」とあるのは、「土地所有者」と読み替えるものとする。

（令元告示85・一部改正）

（狭あい道路後退用地整備要望）

第15条 狭あい道路の拡幅を要望する自治会は、狭あい道路後退用地等整備要望書（様式第11号）を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の狭あい道路後退用地等整備要望書を受理した場合は、別に定める基準によりその内容を審査し、適当と認めたときは、狭あい道路後退用地等整備要望採択通知書（様式第12号）により当該要望のあった自治会に対し通知し、狭あい道路の拡幅に係る支援を行うものとする。この場合において、当該狭あい道路の後退用地等に係る土地所有者に対し、第3条第3項前段の規定による後退用地等寄附申出書の提出があった場合は同条第2項に規定する協議が調ったものとみなし、助成金（第5条第2号に掲げる助成対象行為に要する費用の一部に対するものに限る。）及び報償金を交付することができる。

3 市長は、前項前段の規定により支援を行うものとした狭あい道路の拡幅整備が円滑に遂行できるよう、市民との協働による事業の実施を図るものとする。

（平28告示80・追加、令元告示85・一部改正）

（適用除外）

第16条 次の各号のいずれかに該当するものについては、この告示の規定は

適用しない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づく開発許可を受けようとする者のうち、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で開発許可を受けようとする者以外のもの

(2) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市計画道路事業等の実施が確定した区域において建築行為等を行おうとする者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がこの告示の規定を適用することが適当でないと認めた者

（平28告示80・旧第15条繰下）

（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平28告示80・旧第16条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に助成対象行為をしようとする者であって、助成金の交付を受けようとするものは、第3条第1項の規定による協議を行ったものとみなす。

（失効）

3 この告示は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

（平28告示80・追加、平31告示47・一部改正）

附 則（平成28年3月28日告示第80号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日に助成対象行為をした者であって、助成金の交付を受けようとするものは、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日告示第47号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年11月19日告示第85号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の前日に助成対象行為をした者に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）（令元告示85・全改）

様式第2号（第3条関係）（令元告示85・全改）

様式第3号（第3条関係）（平28告示80・一部改正）

様式第4号（第3条関係）（平28告示80・一部改正、令元告示85・旧様式第7号繰上・一部改正）

様式第5号（第4条関係）（令元告示85・追加）

様式第6号（第8条関係）（令元告示85・追加）

様式第7号（第9条関係）（令元告示85・追加）

様式第8号（第9条関係）（令元告示85・旧様式第11号繰上）

様式第9号（第12条関係）（平28告示80・一部改正、令元告示85・旧様式第12号繰上）

様式第10号（第13条関係）（令元告示85・旧様式第13号繰上・一部改正）

様式第11号（第15条関係）（令元告示85・追加）

様式第12号（第15条関係）（令元告示85・追加）